

自立訓練事業所におけるSDGsについての教育的取組み

本稿では、まず、ゆたかカレッジが、一法人としての社会的責任において持続可能な社会構築のために行っている取組みについて報告する。次に、障害福祉サービス事業所として特別支援学校高等部などの卒業後の知的障害者の生涯学習の機会の提供について言及する。そして最後に、自立訓練事業所としての利用者への直接支援場面におけるSDGsの学びや実践などの教育的取組みの事例について紹介する。

はじめに

「ゆたかカレッジ」は、障害者総合支援法に定める自立訓練（生活訓練）事業と就労移行支援事業の制度の下で運営している知的障害者のための高校や特別支援学校高等部卒業後の4年制の学びの場である。運営母体である株式会社ゆたかカレッジは2017年に設立され、2022年8月現在、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、静岡県に9つの拠点で事業を展開している。利用者は、全体で約340名である。

午前10時から午後4時までのプログラムで、1、2年次は、「経済」「労働」「ヘルスケア」「文化芸術」「スポーツ」など、障害のある方が自立した生活に向けて、生活能力の維持・向上を目指していく場として様々なスキルを学んでいる。3、4年次は、「清掃実務」「物流実務」「ビジネスマナー」などの活動を通じて職業スキルの向上や本人が希望する職種への就職に向けた支援を行っている。

ゆたかカレッジで大切にしていることは、同世代との交流や多様な経験を通じて、コミュニケーション力や社会性、折れない心を身につけ、一社会人となったときに、自分らしく幸せに生きていける力を育むことである。

さて、障害福祉サービス事業所がSDGsに取り組むにおいては3つの視点がある。1つめは、それぞれの障害福祉サービス事業所が社会の一構成団体としてSDGsの一翼を担う存在であるということである。2つめは、障害福祉サービス事業所として、障害者を誰一人として取り残さない社会の構築のために、ひとりでも多くの障害を持つ方々のために、生活、保健、労働、教育などの機会を提供する使命があるということである。そして3つめは、障害福祉サービス事業所が担うそれぞれのサービスの枠組みの中で、利用者と職員が実践主体として、持続可能な社会の構築を目指した取組みを行う存在であるということである。

上記の3つの視点から、ゆたかカレッジの取り組みについて紹介する。

社会を構成する一法人としてのSDGsの取り組み

ゆたかカレッジは、SDGsが掲げる17の目標の中で、6つのことに取り組んでいる。

第一は、目標1「貧困をなくそう」である。働くことに困難を抱える知的障害者の方々の自立を支援し、コミュニケーションなどのソフトスキルと職業的なスキルの教育を行うことで、一人でも多くの知的障害者が継続的に就労し、経済的に安定した暮らしを実現することを目指している。第二は、目標3「すべての人に健康と福祉を」である。知的障害は目に見えにくい障害である。その特性によりさまざまな困難や生きづらさを抱える人が多い。そこで、彼らの困難、生きづらさを改善するための自立支援を行うことで、知的障害者の健康で安定した生活の促進に努めている。第三は、目標4「質の高い教育をみんなに」である。知的障害を持つ子どもや青年が、能力や資質にふさわしい教育を受け、その個性を伸ばし、社会に貢献できる大人になることができるプログラムを充実させている。第四は、目標8「働きがいも経済成長も」である。ゆたかカレッジ卒業生が希望した職業に就き、企業の障害者法定雇用率の向上や納税者の創出を通じて知的障害者の働きがいの実現と社会の経済成長に貢献している。第五は、目標10「人や国の不平等をなくそう」である。ゆたかカレッジでは、様々な情報発信や職員採用において、障害、性別、年齢、国籍、性的志向等による差別や不平等の撤廃を目指している。第六は、目標16「平和と公正をすべての人に」である。知的障害者が人生のさまざまな局面で自己決断を下し自尊心を持って生きられること、そして障害者自らが自己の権利を守るために適切な主張ができるよう支援し、ゆたかカレッジとして社会の障害者差別や偏見の撤廃に取り組んでいる。

高校卒業後の知的障害者に学びの機会を提供

前述のSDGsの目標の中で、ゆたかカレッジが最も中心的に取り組んでいるのが、目標4「質の高い教育をみんなに」である。

国民の教育を受ける権利は日本国憲法第26条に謳われており、教育基本法第3条においても生涯学習の権利が明記されている。そうした中で、知的障害者の特別支援学校高等部卒業後の進学率は、文部科学省の特別支援教育資料（令和2年度）によると、全国の卒業生19,654人に対し、大学等への進学者数は83人とわずか0.4パーセントである。健常者の高校卒業後の進学率71.1パーセントと比較すると約180倍の教育格差がある。

一方、海外の多くの国々では、知的障害者が高校卒業後にすぐに就職したり社会人になるのではなく、進学という選択肢が当たり前が存在している。その背景には、2006年に国連で採択された障害者権利条約の存在がある。同条約第24条「教育」第5項には、知的障害者が、大学・短大・専門学校等の高等教育を受けることを権利として保障している。

日本は2014年に障害者権利条約を批准し、文部科学省において知的障害者の学校卒業後の学びについて検討されている。『障害者の生涯学習の推進方策について（報告書）』（2019年）には、国において、知的障害者の学校から社会への移行期の学びに関する支援方策を立案する必要があるとしており、我が国においてもいよいよ知的障害者の高等教育の機会の拡充が国の施策としても進みつつある。

ゆたかカレッジは、すべての人への学びの機会の創造を通して社会に貢献することを理念としている。知的障害者が高校や特別支援学校高等部を卒業後、仲間と共に様々なことを学んだり、多様な経験の中で青春を謳歌することが、その後の彼らの人生の質を高めるために大変有効であることは、全国の高等部卒業生の平均就職率31.2パーセントに対し、ゆたかカレッジ卒業生の就職率は72.1パーセント、知的障害者の入社1年後の職場定着率は、全国平均68.0パーセントに対しゆたかカレッジ卒業生は88.6パーセントという数値の高さにも裏付けられている。

ゆたかカレッジでは、今後も、「もっと学びたい」「成長したい」と思っているひとりでも多くの知的障害者に学びの機会を提供し、折れない心や感情コントロール、社会性、コミュニケーション力を身につけた自立した社会人の育成に努めていきたいと考えている。

SDGsについての教育的取り組み

ゆたかカレッジでは、利用者が社会人となったときに必要とされる知識や経験を育む場として、SDGsについても様々な角度から学ぶ機会を提供している。

各事業所では、「一般教養」で、SDGsとは何かについての理解を深めるために17の目標について確認を行っている。（写真1）その上で、自分たちに何ができるのかを話し合い、SDGsの啓発をしようとポスターを作成した事業所もあった。（写真2）

目標1「貧困をなくそう」をテーマに、貧困についての学びを深めた事業所もある。まず、貧困についてビデオを視聴した後、貧困とは何かについて意見を出し合い、世界では6人に1人の子どもが貧困な生活を送っていること、1日1.9ドル（約260円）よりも少

ない金額で生活している人たちがいることを知り、利用者の人たちは衝撃を受け、物やお金を大切にすることを学んでいる。

目標3「全ての人に健康と福祉を」をテーマに、事業所のベランダなどを利用して家庭菜園を行い、ミニトマト、レタス、カモミールなどを無農薬で安心な野菜を栽培する事業所も見られた。収穫では、ミニトマトは、「粒は小さめが多いけど、とっても甘い」「皮がスーパーのより堅いけどおいしい」など感想は様々だったが、育てる難しさや収穫し味わうことの楽しみを通して、食の大切さや残さず無駄をなくすということも学んでいる。(写真3)

目標11「住み続けられるまちづくりを」のテーマでは、市民や企業、各種団体と共に、「まちピカ応援隊」に参加して、道路や公園、緑地などの公共施設において、ごみ拾いや花壇の手入れ、除草などの環境美化活動に取り組んでいる。(写真4) また、事業所独自で最寄駅周辺の地域のゴミ拾いや清掃活動を行っている事業所もある。

目標12「つくる責任、つかう責任」のテーマでは、ゴミの分別について学んだ。利用者は、まず分別の目的として、再利用できる物は資源として再利用することでゴミを減らすことができゴミ焼却場から排出される二酸化炭素の量も抑えることができるのだと気づき、分別の意義についての理解を深めた。また、「リサイクルステーション」を作り、プルタブやコンタクトレンズケース、ベルマークなどの回収を積極的に進めている事業所もあった。(写真5)

おわりに

私たちの住む地球の生態的な持続可能性の危機は、近年の異常高温と集中豪雨の頻発、超大型台風の襲来などで地球温暖化を実感させられることが多い。そのような状況下において、障害福祉サービス事業所においても、自分たちでできることは積極的に取り組む必要がある。

身近な事柄から世界の課題に思いをはせ、利用者や職員が当事者意識を持ち、持続可能な社会、誰一人取り残さない社会を目指した一つひとつの取り組みがやがて大きな変化を生むことを信じて、SDGsの輪を広げていきたい。